

尼崎市議会議員

みやぎ

宮城あや 活動レポート

宮城あや 後援会 (ハイビスカスの会)

〒660-0054 尼崎市西立花町 1-16-8
TEL・FAX 06-6430-5208

新型コロナウイルス関連 支援情報 特集

変異ウイルスによる 第4波

1月13日に2度目の緊急事態宣言が発令され、2月28日に解除されましたが、感染者は減少するどころか増え続けております。4月5日に大阪府では大阪市、兵庫県では神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、宮城県では仙台市に「まん延防止等重点措置」が適用されました。4月14日現在、大阪府では2日連続感染者が1000人を超し、兵庫県では500人を超す状態となっております。

現在、患者数が重症病床数を上回り、病床使用率が事実上100%を超える状態が続いています。救急での搬送先や、重症化した患者の転院先が見つからないケースが出ており、「医療崩壊が始まっている」との声も聞かれます。この状況の中、4月25日に三度目の緊急事態宣言が発令されました。

関西を中心に変異ウイルスによる感染者が増え、これま

尼崎市の ワクチン接種は？

尼崎市は65歳以上の高齢者の方へのコロナワクチン接種クーポン券を4月19日から発送しました。5月10日から65歳以上の高齢者の接種予約受付が始まります。

接種までには、まだしばらくかかるようですので、感染しないよう気を付けて、共に頑張りましょう。

国や尼崎市が提供する 支援情報をまとめて お届けします

また、コロナ禍の中で仕事に大きな打撃を受けている人も多くいらっしゃると思います。家や店の家賃が払えないなど、数多くの問題を抱えていらっしゃる事とします。政府も色々手だてを打とうとしていますが、その内容を知るにはインターネットなどが多く、ご高齢の事業主さんには、あまり届いていないのが現状です。

今回のハイビスカス通信には、4月25日現在の色々な相談内容を載せておりますので、何かお困りごとがありますしたら、尼崎市の新型コロナウイルス総合サポートセンターで相談してください。私も皆様方と一緒に考え、行政とのつなぎ役としてこのコロナ禍を乗り切って行きたいと思っています。

尼崎市議会議員

宮城あや

新型コロナワクチンの接種について

2021年4月25日時点

尼崎市では、新型コロナウイルス感染症のワクチンを市民の皆さまに出来るだけ早く接種していただけるよう、準備を進めています。



ワクチンの接種費用について 接種費用は無料で、自己負担はありません。

ワクチンの接種は任意です 新型コロナワクチンの接種は、強制されるものではありません。治療中の人やアレルギーがある人、体調に不安がある人などはかかりつけ医に相談の上、接種を受けるか決めてください。

ワクチンの接種場所について ●接種場所は、「個別接種」を実施する医療機関、もしくは、市が実施する「集団接種」の会場からお選びいただけます。 ●集団接種の会場は保健所、南北保健福祉センター、各地区の生涯学習プラザを予定しています。

ワクチン接種のスケジュール (予定)

4月19日から	65歳以上の高齢者の方への接種クーポン券を発送
4月下旬から	一部の高齢者施設入所者及び従事者への接種開始
5月10日以降	65歳以上の高齢者の方の接種予約の受付開始
5月24日以降	65歳以上の高齢者の方への個別接種の開始
5月29日から	65歳以上の高齢者の方への集団接種の開始
7月以降	●65歳未満の方への接種クーポン券を発送 ●基礎疾患がある方への接種開始 ●60歳から64歳の方への接種開始 ●高齢者施設等の従事者(特例以外)の方への接種開始 ●上記以外の方への接種開始

尼崎市新型コロナワクチン案内センター

受付時間	午前9時から午後5時30分まで(8月末までは土曜日、日曜日、祝日も対応します)
主な相談内容	集団接種の予約に関するもの 新型コロナワクチン接種クーポン券の送付に関するもの など ※4月25日現在、集団接種の予約は受け付けておりません。
電話、FAX	電話 06-4950-5085 FAX 06-4950-5087
対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語

尼崎市 新型コロナウイルス総合サポートセンター

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける市民等への支援策(各種の給付・補助、貸付、税・保険料等の支払猶予・減免、労働、子育て等に係る支援制度)について、相談や手続きのサポートを受けられます。

市民向け相談サポート窓口 受付時間：9:00～17:00(平日のみ)

市役所	市役所南館地下1階	Tel：06-6489-6279 Fax: 06-6489-6173 Mail: ama-corona-support@city.amagasaki.hyogo.jp
中央地域課	中央北生涯学習プラザ	Tel：06-6482-1760 Fax：06-6489-9300
小田地域課	小田南生涯学習プラザ	Tel：06-6488-5441 Fax：06-6844-5459
大庄地域課	大庄北生涯学習プラザ	Tel：06-6419-8221 Fax：06-6419-8226
立花地域課	立花庁舎	Tel：06-6427-7770 Fax：06-6427-7773
武庫地域課	武庫西生涯学習プラザ	Tel：06-6431-7884 Fax：06-6431-9542
園田地域課	園田東生涯学習プラザ	Tel：06-6491-2361 Fax：06-6491-2364

事業者向け臨時相談窓口(地域産業課) Tel：06-6430-9750 受付時間：平日9:00～17:00(受付16:30まで)
外国人の就労相談、生活相談窓口 Tel：0120-76-2029 受付時間：平日9:00～17:00



生活を守る

収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間 2021/6/30 貸付 最大 200 万円 (二人以上世帯) / 最大 155 万円 (単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大 80万円 (二人以上世帯) / 最大 65万円 (単身世帯) 返済開始時期を 来々3月末 に延長	市区町村の 社会福祉協議会 まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00-17:00 土、日、祝日を除く)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3 か月間再支給 は 2021/6/30 が申請期間) 原則 3 か月、最長 9 か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の 自立相談支援機関 まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00-17:00 土、日、祝日を除く)
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、 児童一人当たり 一律5万円 を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 (9:00-18:00 土、日、祝日を除く) 〈住民税非課税の子育て世帯〉 準備中
安定した仕事を 得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金 訓練期間中に月額 10 万円 、最長 4年 最短 6か月 のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・ 市区町村まで
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付 月上限 4万円 × 12 か月 の住宅賃借資金の無利子貸付 1 年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの方は市役所まで)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時 学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金 (返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大 15,000 円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、ワライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日 9:00-21:00)
在籍出向で雇用を維持したい／ 在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000 円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1 人当たり最大 15 万円 助成	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日 9:00-21:00)
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む) に対して日額最大 11,000 円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日 8:30-20:00、休日 8:30-17:15)
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金 3 か月の試行雇用期間中一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5 万円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度 介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、 20 万円 の貸し付け その後、 2年間 継続して従事することで 返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・ 都道府県社会福祉協議会まで

事業を守る

休業要請等に応じ飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です 【中小企業】緊急事態措置地域又はまん延防止等重点措置地域 (休業・20 時までの時短要請) ： 売上高に応じて1日4※ ～ 10 万円 等 ※ 今般 (4/25 ～) の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき地域は、 宣言解除まで下限3万円を 4万円 とする。 それ以外の地域 (21 時までの時短要請の場合) : 1日 2.5 ～ 7.5 万円 ※ただし、1日2万円とすることも可 【大企業】 売上高減少額 に応じて1日最大 20 万円 (中小企業も選択可能)	お近くの都道府県の窓口まで
1月の緊急事態宣言の影響で飲食店との取引減少、不要不急の外出自粛により売上が減少	一時支援金の支給 3/8 申請受付開始 本年 1 ～ 3 月のいずれかの月の売上が 50% 以上減の中堅・中小事業者 法人 60 万円 、個人 30 万円 を上限に支援	一時支援金事務局相談窓口 (申請者専用) TEL : 0120-211-240 IP 電話等から : 03-6629-0479
4・5月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引減少等により売上が減少	飲食店の時短営業、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受ける者への支援 対象月の売上が 50% 以上減の中堅・中小事業者 法人 20 万円 / 月 、個人 10 万円 / 月 を上限に支援	準備中
4・5月の緊急事態宣言に伴う休業要請に応じ、大規模施設等を休業	休業要請に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金の支給 緊急事態措置地域休業要請に応じた大規模施設 20 万円 / 日 (1,000 平米超) 上記施設においてテナント契約に基づき事業を営む事業所等 2万円 / 日	準備中
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LODlive2 補助金 (4/7 公募開始) 《キャンセル費用支援》上限 2,500 万円 (補助率 10/10) (全国ツアーの一部である地方公演等も対象) 《再開支援》上限 3,000 万円 (補助率 1/2) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2 補助金事務局 映像産業振興機構 (VIPO) まで 0120-68-7322 (受付時間: 土日祝日を除く 10:00 ～ 17:00)
徹底した感染対策のもと、居住地と同一県内の旅行を支援したい	地域観光事業支援 居住地と同一県内の旅行について1人当たり 5千円 ・商品代金の 50% 支援 前売り宿泊・旅行券 の発行 ※地域産業に裨益するクーポン等を実施すると 2千円 を追加支援 宿泊事業者による前向きな事業継続への支援、期間の延長及び前売り宿泊券等の発行への支援	【東日本担当】観光庁観光地域振興課 TEL : 03-5253-8328 【西日本担当】観光庁外客入参事官室 TEL : 03-5253-8972
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限：当面 2021 年前半まで 3 年間実質無利子、最長 5 年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫 (国民) 4 千万円 → 6千万円 、公庫 (中小) ・商工中金 2 億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 一次公募：3/26 ～ 4/30 (申請 4/15 開始)、二次公募：5 月前半開始予定 ※2/15 以降の支出も対象 新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限 1億円 までを最大 2/3 (中堅は 1/2) で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で本年 1 ～ 5 月のいずれかの月の売上が 30% 以上減なら補助率を 3/4 (中堅は 2/3) に引上げ (上限 1,500 万円)	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP 電話> 03-4216-4080 (受付時間 : 土日祝日を除く 9:00 ～ 18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3/31 公募開始。なお申請は 4 月 16 日開始 ※1/8 以降の事業が対象 小規模事業者 に最大 100 万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年 1 ～ 5 月のいずれかの月の売上が 30% 以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大 25 万円 → 最大 50 万円 に引上げ	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話 : 03-6731-9325 (受付時間 : 土日祝日を除く 9:30 ～ 17:30)
IT ツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT 導入補助金 3/25 ベンダーの登録受付開始。4/7 公募開始 ※1/8 以降の事業が対象 業務の効率化および接触機会の低減に資する IT ツール等の導入費用を最大 450 万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のクラウド対応した IT ツール導入 (リモートワーク利用料等) を支援するテレワーク対応類型は最大 150 万円	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター 0570-666-424 (受付時間 : 土日祝日を除く 9:30 ～ 17:30)
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 4 月 9 日公募開始 宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMO または 5 社以上の事業者の連名	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3835 (受付時間 : 日祝を除く 9:30 ～ 18:00)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3/16 公募開始 ※1/8 以降の事業が対象 中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 1/2 補助 ※ ※施設の CO2 排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341